

北九州市営黒崎駅西駐車場 指定管理者

参考資料

別添1 仕様書		
管理運営業務内容	・・・	1P
管理運営に関する特記事項	・・・ 2～	4P
最低限度の要求水準	・・・	5P
主な設備について	・・・	6P
2 各種データ		
平成26～30年度利用状況	・・・	7～8P
平成26～29年度施設運営に関する経費実績（指定管理料実績）	・・・	9P
（参考）現行の管理運営業務内容	・・・	10P
3 関係法令等		
地方自治法（抜粋）、北九州市自動車駐車場条例（抜粋）、北九州市個人情報保護条例（抜粋）	・・・	11～19P
4 施設概要		
位置図	・・・	20P
施設平面図	・・・	21P
建物平面図	・・・	22～32P
建物立面図	・・・	33～34P

黒崎駅西駐車場 管理運営業務内容

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員
管理運営業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	8:30~ 17:15	課長 1名
		2 施設・設備の保守点検契約			
		3 施設・設備の修繕業務			
		4 光熱水費等の支払い			
		5 報告書類等の作成			
	運営業務	1 開場・閉場業務	毎日	6:00~ 24:15	場長 1名 (8:30~17:00) その他、場長 を含めて5~6 名を配置
		2 場内巡視業務			
		3 利用者対応業務			
		4 諸事故への対応業務			
		5 料金徴収業務			
		6 市への料金納付業務			
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	毎日	-	
		2 窓ガラス清掃			
		3 場内ゴミ拾い清掃			
警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	24:00~ 翌6:00	-
		2 事故発生時の緊急出動			
		3 事故等への対処、報告			
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)		-
		2 カーゲートの保守点検			
		3 入出庫監視盤の保守点検			
		4 表示灯等の保守点検			
		5 夜間インターフォン受付	毎日		

北九州市営黒崎駅西駐車場 管理運営に関する特記資料

1 駐車料金収入の積算にあたっての特記事項

(1) 障がい者への割引について

- ・ 障がい者の方の駐車料金（回数券を除く）については、通常料金の5割に相当する額（10円未満の端数は切り上げ）となります。
- ・ 障がい者割引は平成25年4月1日改正により、全手帳保持者へと対象者が拡大されています。

[参考] 障がい者割引利用状況

	黒崎駅西
平成29年度利用台数	3,091台
全体に占める割合	0.6%

(2) 公用回数券について

- ・ コムシティ入居の一部公共施設等において、来庁者用に駐車場サービスを提供しております。料金収入については、後納で市が直接収受することとします。
- ・ 書類の作成などの事務手続きは指定管理者で行っていただきます。

2 指定管理料の積算にあたっての特記事項

(1) 駐車料金の市への納付について

- ・ 駐車料金は原則、徴収した日の翌日（金融機関翌営業日）までに、市が指定する金融機関に納付していただきます。

(2) 指定管理業務用固有口座の作成について

- ・ 指定管理料は、指定管理業務用の固有口座に入金されます。

(3) ごみの処理について

- ・ 市営駐車場については、市の委託業者が一括して収集業務を行っているため、一般ごみ、資源化物の処理費用はかかりません。
- ・ ただし、産業廃棄物の処理は対象外となりますので、管理費用に含めてください。

(4) コムシティ管理組合について

- ・ 黒崎駅西駐車場は複合施設であり、市営駐車場もテナントの1つです。そのため、各テナントで按分された火災・水害保険及び施設所有者賠償責任保険、電話料金、負担金は、コムシティ管理組合からの請求に基づき、同管理組合に支払うこととされています。
- ・ 駐車場棟のエレベーター、トイレはコムシティ共用部分となるため、エレベーターやトイレの維持管理はコムシティ管理組合が行っています。（負担金により運営）

〔負担金の主な内容〕

共用部分：管理費（警備・設備管理費・清掃廃棄物処理費）、電気代、水道料金、
 その他経費（修繕・消耗品費等）、保険料、電話代
 専用部分：電気代、水道料金、消耗品（電球の交換等）

- ・ 市営駐車場にかかる電気代は、直接、九州電力へ支払う部分（進入路部分）と、負担金としてコムシティ管理組合に支払う部分とから構成されます。
- ・ 市営駐車場にかかる水道代は、負担金のみです。

管理費

- ・ 市営駐車場（B 1～7階）と公用車置場（屋上）が一体構造となっているため、人件費、管制保守、連絡車両のリース料、ガソリン代、消耗品費、その他全体に係る必要な費用を積算した上、台数比により市営駐車場の管理費に相当する額を算出してください。
- ・ 業務内容については、市営駐車場の管理業務と重複するものと考えてください。

収容台数

市営駐車場：637台 公用車置場：163台 合計：800台

※コムシティ管理組合へ支払う負担金については、全体に係る費用を階層数で按分しますが、要項4Pのとおり、金額は市が積算・提示する形となりますので、応募者の算出は不要です。（市営駐車場：11階層 公用車庫場：1階層 合計：12階層）

※公用車置場の保険料については、市営駐車場からコムシティ管理組合へ支払う火災・水害保険及び施設所有者賠償責任保険（金額は市が積算・提示）に含まれていますので、必要な費用には含まれません。

※公用車置場の光熱水費については、市が直接支払うため、必要な費用には含まれません。

(5) 定例報告事務について

- ・ 市へと定期的に報告していただく内容は、下記のとおりです。

■毎月（毎月5日まで）

報 告	内 容
○利用状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満車状態（満車となった日付、時間帯） ・ 駐車時間分布（実駐車時間30分ごとの台数） ・ 報告事項（故障、点検等で報告を要する事項）
○利用状況集計表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用台数（各日の利用台数・時間制、定期別） ・ 収入金額（各日の時間制、回数券、定期券別の収入など）
○収入報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各日の収入金額の納付額、納付先金融機関名
○回数券売上表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各日の回数券売上枚数・金額（券種別）
○回数券在庫集計表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各日の回数券在庫残枚数（券種別）

■毎 年

①前年度分を4月7日まで

報 告	内 容
○修繕費内容精算資料	・修繕の内容（工事名称）と金額を、駐車場ごとにまとめたもの

②前年度分を4月末日まで

報 告	内 容
○委託料精算資料	
①精算内訳書	・駐車場ごとの費目別決算額（賃金、修繕費、使用料など）を、一表にまとめたもの
②光熱水費集計表	・各月の電気、水道、ガス料金を、駐車場ごとにまとめたもの
③委託契約一覧表	・管制機器、警備、清掃などを委託した場合に、その業者名、契約期間、契約金額をまとめたもの
④駐車場月毎推移	・各駐車場の、各月の駐車台数、駐車料金を一表にまとめたもの
ほか必要な資料	

※このほかに、必要に応じて資料の作成をお願いすることがあります。

北九州市営黒崎駅西駐車場

最低限度の要求水準について

平成18年度に指定管理者を導入して以来、利便性向上や利用促進策に取り組んできました。

指定管理期間の数値目標は、応募申請の中で示していただきますが、市として指定管理者に求める最低限度の要求水準は以下のとおりです。

1 駐車場利用台数の要求水準

利用台数 527,397 台

【利用台数の実績】

(単位：台)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	最低限度の 要求水準
黒崎駅西	490,631	511,528	533,525	527,397	527,397

2 駐車場料金収入の要求水準

料金収入 116,249 千円

【料金収入の実績】

(単位：千円)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	最低限度の 要求水準
黒崎駅西	99,464	105,283	114,532	116,249	116,249

主な設備について

		黒崎駅西
駐車管制		
	メーカー	アマノ
	台数	発券機 3 精算機 2 ゲート 5
エレベーター		(コムシティ共用部分)
	メーカー	
	台数	
トイレ		(コムシティ共用部分)
	箇所数	
	男子(個数)	
	女子(個数)	
	身障者(個数)	
自動ドア		
	メーカー	—
	台数	—
その他主な備品	事務机 4台 ・回転椅子 3脚 ・キャビネット 1台 ・金庫 1台 ・ロッカー 5連×5台 ・パソコン 1台 ・パソコンプリンター 1台 ・コピー機 1台 ・コイン選別機	

平成29年度利用状況

	利用台数 (台)	収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
			時間制	回数券	台数(台)	収入(円)			
4月	41,732	7,581,875	4,013,400	3,568,475	1,391	252,729	0.61	8.33	5.04
5月	40,428	10,326,525	3,832,550	6,493,975	1,304	333,114	0.85	7.81	6.65
6月	47,152	9,281,275	4,078,800	5,202,475	1,572	309,376	0.66	9.41	6.18
7月	46,998	13,682,525	4,710,550	8,971,975	1,516	441,372	0.97	9.08	8.81
8月	51,075	10,324,075	4,540,750	5,783,325	1,648	333,035	0.67	9.87	6.65
9月	42,047	7,835,300	3,967,250	3,868,050	1,402	261,177	0.62	8.39	5.21
10月	47,713	10,003,675	4,440,950	5,562,725	1,539	322,699	0.70	9.22	6.44
11月	39,265	7,153,325	3,805,300	3,348,025	1,309	238,444	0.61	7.84	4.76
12月	39,542	13,996,825	3,870,350	10,126,475	1,276	451,510	1.18	7.64	9.01
1月	41,413	8,623,475	4,071,000	4,552,475	1,336	278,177	0.69	8.00	5.55
2月	40,676	7,616,200	3,838,600	3,777,600	1,453	272,007	0.62	8.70	5.43
3月	49,356	9,823,750	4,235,150	5,588,600	1,592	316,895	0.66	9.53	6.33
合計	527,397	116,248,825	49,404,650	66,844,175	1,445	317,545	0.74	8.65	6.34

平成30年度利用状況

	利用台数 (台)	収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
			時間制	回数券	台数(台)	収入(円)			
4月	41,336	10,108,100	3,902,900	6,205,200	1,378	336,937	0.82	8.25	6.73
5月	42,314	9,626,775	4,055,100	5,571,675	1,365	310,541	0.76	8.17	6.20
6月	46,030	10,454,625	4,065,550	6,389,075	1,534	348,488	0.76	9.19	6.96
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
合計	129,680	30,189,500	12,023,550	18,165,950	356	82,997	0.19	2.13	1.66

平均駐車時間: 1日平均1台あたり収入/1時間駐車料金

単純回転率: 1日平均利用台数/収容台数

修正回転率: 平均駐車時間×単純回転率(満車時間が何時間続いたかを示す数値)

平成26年度利用状況

	利用台数 (台)	収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
			時間制	回数券	台数(台)	収入(円)			
4月	39,714	8,145,550	3,876,100	4,269,450	1,324	271,518	0.68	7.93	5.42
5月	36,645	7,988,975	3,688,350	4,300,625	1,182	257,709	0.73	7.08	5.14
6月	41,992	7,066,800	3,687,350	3,379,450	1,400	235,560	0.56	8.38	4.70
7月	43,248	9,286,150	4,275,850	5,010,300	1,395	299,553	0.72	8.35	5.98
8月	47,026	9,931,100	4,758,050	5,173,050	1,517	320,358	0.70	9.08	6.39
9月	38,671	7,880,250	3,823,100	4,057,150	1,289	262,675	0.68	7.72	5.24
10月	39,458	8,305,525	3,895,050	4,410,475	1,273	267,920	0.70	7.62	5.35
11月	35,438	7,596,900	3,828,300	3,768,600	1,181	253,230	0.71	7.07	5.05
12月	40,118	8,220,050	3,840,200	4,379,850	1,294	265,163	0.68	7.75	5.29
1月	41,948	8,205,500	3,873,400	4,332,100	1,353	264,694	0.65	8.10	5.28
2月	39,147	7,487,175	3,726,400	3,760,775	1,398	267,399	0.64	8.37	5.34
3月	47,226	9,350,175	4,135,900	5,214,275	1,523	301,619	0.66	9.12	6.02
合計	490,631	99,464,150	47,408,050	52,056,100	1,344	272,283	0.68	8.05	5.43

平成27年度利用状況

	利用台数 (台)	収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
			時間制	回数券	台数(台)	収入(円)			
4月	43,980	10,122,500	3,959,600	6,162,900	1,466	337,417	0.77	8.78	6.73
5月	38,395	8,378,800	3,855,600	4,523,200	1,239	270,284	0.73	7.42	5.39
6月	45,818	8,777,225	3,938,950	4,838,275	1,527	292,574	0.64	9.15	5.84
7月	47,072	10,414,875	4,297,700	6,117,175	1,518	335,964	0.74	9.09	6.71
8月	47,769	10,187,075	4,436,150	5,750,925	1,541	328,615	0.71	9.23	6.56
9月	40,386	8,101,375	3,988,000	4,113,375	1,346	270,046	0.67	8.06	5.39
10月	39,227	6,666,200	3,696,700	2,969,500	1,265	215,039	0.57	7.58	4.29
11月	38,382	8,229,800	3,796,500	4,433,300	1,279	274,327	0.71	7.66	5.48
12月	39,638	10,345,675	3,681,050	6,664,625	1,279	333,731	0.87	7.66	6.66
1月	39,236	7,049,975	3,623,100	3,426,875	1,266	227,419	0.60	7.58	4.54
2月	42,358	7,887,500	3,957,900	3,929,600	1,461	271,983	0.62	8.75	5.43
3月	49,267	9,122,150	4,008,950	5,113,200	1,589	294,263	0.62	9.52	5.87
合計	511,528	105,283,150	47,240,200	58,042,950	1,398	287,638	0.69	8.37	5.74

平成28年度利用状況

	利用台数 (台)	収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
			時間制	回数券	台数(台)	収入(円)			
4月	42,089	11,488,300	3,955,950	7,532,350	1,403	382,943	0.91	8.40	7.64
5月	42,036	8,677,425	4,113,200	4,564,225	1,356	279,917	0.69	8.12	5.59
6月	51,319	9,477,775	4,198,950	5,278,825	1,711	315,926	0.62	10.24	6.31
7月	49,885	13,525,275	4,481,000	9,044,275	1,609	436,299	0.90	9.64	8.71
8月	52,231	9,875,975	4,750,550	5,125,425	1,685	318,580	0.63	10.09	6.36
9月	42,957	8,425,800	4,095,800	4,330,000	1,432	280,860	0.65	8.57	5.61
10月	40,624	8,026,475	3,847,900	4,178,575	1,310	258,919	0.66	7.85	5.17
11月	39,840	8,695,425	3,950,000	4,745,425	1,328	289,848	0.73	7.95	5.79
12月	39,467	11,595,800	3,809,050	7,786,750	1,273	374,058	0.98	7.62	7.47
1月	43,763	7,659,675	4,103,100	3,556,575	1,412	247,086	0.58	8.45	4.93
2月	40,693	8,265,750	3,669,200	4,596,550	1,453	295,205	0.68	8.70	5.89
3月	48,621	8,818,000	4,115,950	4,702,050	1,568	284,452	0.60	9.39	5.68
合計	533,525	114,531,675	49,090,650	65,441,025	1,462	313,674	0.72	8.75	6.26

施設運営に関する経費(黒崎駅西駐車場)

(千円)

項目	29年度	28年度	27年度	26年度	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	48,582	45,931	42,787	42,574	
①需要費(小計)	19,534	18,048	18,608	18,403	
修繕費	900	763	599	281	概算払いで支出
消耗品費	3,421	3,306	3,101	2,291	
光熱水費	15,198	13,979	14,891	15,795	電気代、水道代
その他	15		18	36	ガソリン代等
②役務費(小計)	1,112	1,126	1,225	1,413	
自動車管理者賠償責任保険	143	143	143	143	
施設所有者賠償責任保険	40	40	40	40	
動産総合保険	4	4	4	4	
火災・水害保険	813	821	910	1,094	コム負担金(概算払いで支出)
電話料金	69	68	75	79	コム負担金(概算払いで支出)
その他	43	49	53	53	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	27,936	26,756	22,953	22,759	
清掃					
警備	132	132	132	132	
管制機器保守点検	3,553	3,553	3,553	3,553	保守点検、夜間警備
負担金	23,874	22,979	19,220	18,919	コム負担金(概算払いで支出)
その他	377	92	48	154	使用料、備品購入費、剪定 等
2. 人件費(小計)	13,668	13,338	13,093	12,956	
小計	62,250	59,268	55,880	55,530	
消費税	3,551	3,594	2,732	3,299	
合計	65,801	62,862	58,612	58,829	

黒崎駅西駐車場 管理運営業務内容(現行)

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員
管理運営業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	8:30~ 17:15	課長 1名 職員 1名
		2 施設・設備の保守点検契約			
		3 施設・設備の修繕業務			
		4 光熱水費等の支払い			
		5 報告書類等の作成			
	運営業務	1 開場・閉場業務	毎日	6:00~ 24:15	場長 1名 (8:30~17:00) その他、場長 を含めて5~6 名を配置
		2 場内巡視業務			
		3 利用者対応業務			
		4 諸事故への対応業務			
		5 料金徴収業務			
		6 市への料金納付業務			
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	毎日	-	-
		2 窓ガラス清掃			
		3 場内ゴミ拾い清掃			
警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	24:00~ 翌6:00	-
		2 事故発生時の緊急出動			
		3 事故等への対処、報告			
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)		-
		2 カーゲートの保守点検			
		3 入出庫監視盤の保守点検			
		4 表示灯等の保守点検			
		5 夜間インターフォン受付	毎日		

地方自治法（抜粋）

第14条（略）

②（略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条（略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八 証書及び公文書類を保管すること。

九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第199条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑫ (略)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第229条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第2項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に
出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3~12 (略)

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたとところによるものとする。

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理

を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
 - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)
 - 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第2号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
 - 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
 - 5 前3項の場合においては、次条第四項及び第5項の規定を準用する。
 - 6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
 - 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
 - 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。
 - 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(私人の公金取扱いの制限)

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用

する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第252条の37 (略)

2～3 (略)

- 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第199条第7項の規定による監査の特例)

第252条の42 普通地方公共団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第199条第7項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

北九州市自動車駐車場条例

(名称及び位置)

第3条 駐車料金を徴収する自動車駐車場は、別表第1のとおりとする。

(駐車料金の額等)

第4条 前条の自動車駐車場の駐車料金の額は、別表第2に掲げる額以下の範囲内で規則で定める額とする。

2 時間内駐車をした場合において、市長が指定する駐車場ごとに定める日に連続して3時間から4時間30分までの範囲内で市長が定める時間を超えて駐車をしたときは、前項の規定による時間内駐車 of 駐車料金の額にかかわらず、1,500円以下の範囲内で規則で定める額とする。

3 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときは、時間外駐車時間の前後それぞれ1時間を含めて別表第2に定める時間外駐車料金とする。

4 市長は、必要があると認めるときは、自動車駐車場の利用について、第1項の規定による駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額以下の範囲内で規則で定める額をもって、回数駐車券を発行することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、自動車駐車場の利用について、1箇月20,000円以下の範囲内で規則で定める額をもって、定期駐車券を発行することができる。

(駐車料金の徴収方法)

第5条 駐車料金は、自動車駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。ただし、回数駐車券及び定期駐車券に係る駐車料金については、これらが発行する際に徴収する。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を後納とすることができる。

(駐車料金の減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の還付)

第7条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(入出場時間)

第8条 自動車を自動車駐車場に入場させ、又は自動車駐車場から出場させることができる時間は、規則で定める。

(自動車駐車場の利用に関する標識)

第8条の2 法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
 - (2) 駐車することができる時間
 - (3) 駐車料金の徴収方法
 - (4) 割増金の徴収に関する注意事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場の利用に関し市長が必要と認める事項
- 2 前項の標識は、自動車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(指定管理者)

第9条 市長は、自動車駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該自動車駐車場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の

2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該自動車駐車場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い自動車駐車場の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う自動車駐車場の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 自動車駐車場の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い自動車駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、自動車駐車場の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該自動車駐車場の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、自動車駐車場に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条関係)

名称	位置
北九州市営勝山公園地下駐車場	北九州市小倉北区内1番
北九州市営室町駐車場	北九州市小倉北区室町三丁目2番
北九州市営黒崎駅西駐車場	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

別表第2(第4条関係)

名称	種別	料金
北九州市営勝山公園地下駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに 150円
	時間外駐車	1台につき1回 1,500円
北九州市営室町駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに 150円
	時間外駐車	1台につき1回 1,500円
北九州市営黒崎駅西駐車場	—	1台につき6時間ごとに、3時間以内の駐車は30分又はその端数ごとに100円、3時間を超えて6時間以内の駐車は600円

注 北九州市営勝山公園地下駐車場、北九州市営室町駐車場及び北九州市営黒崎駅西駐車場の料金には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

北九州市個人情報保護条例（抜粋）

（安全確保の措置）

第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が公の施設の管理を行う場合には、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

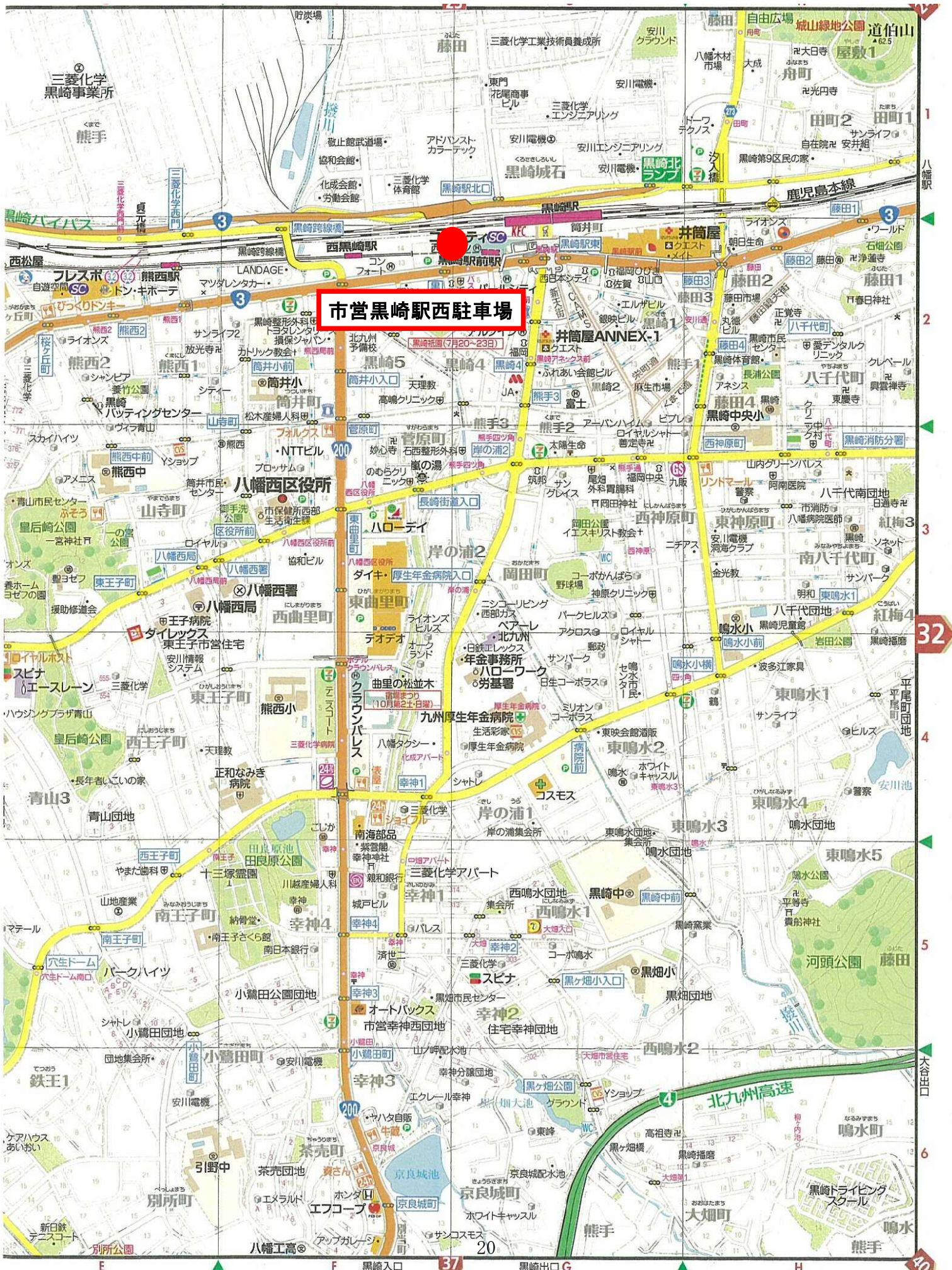
（従事者の義務）

第11条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項に規定する受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第67条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、図画及び電磁的記録に記録され、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

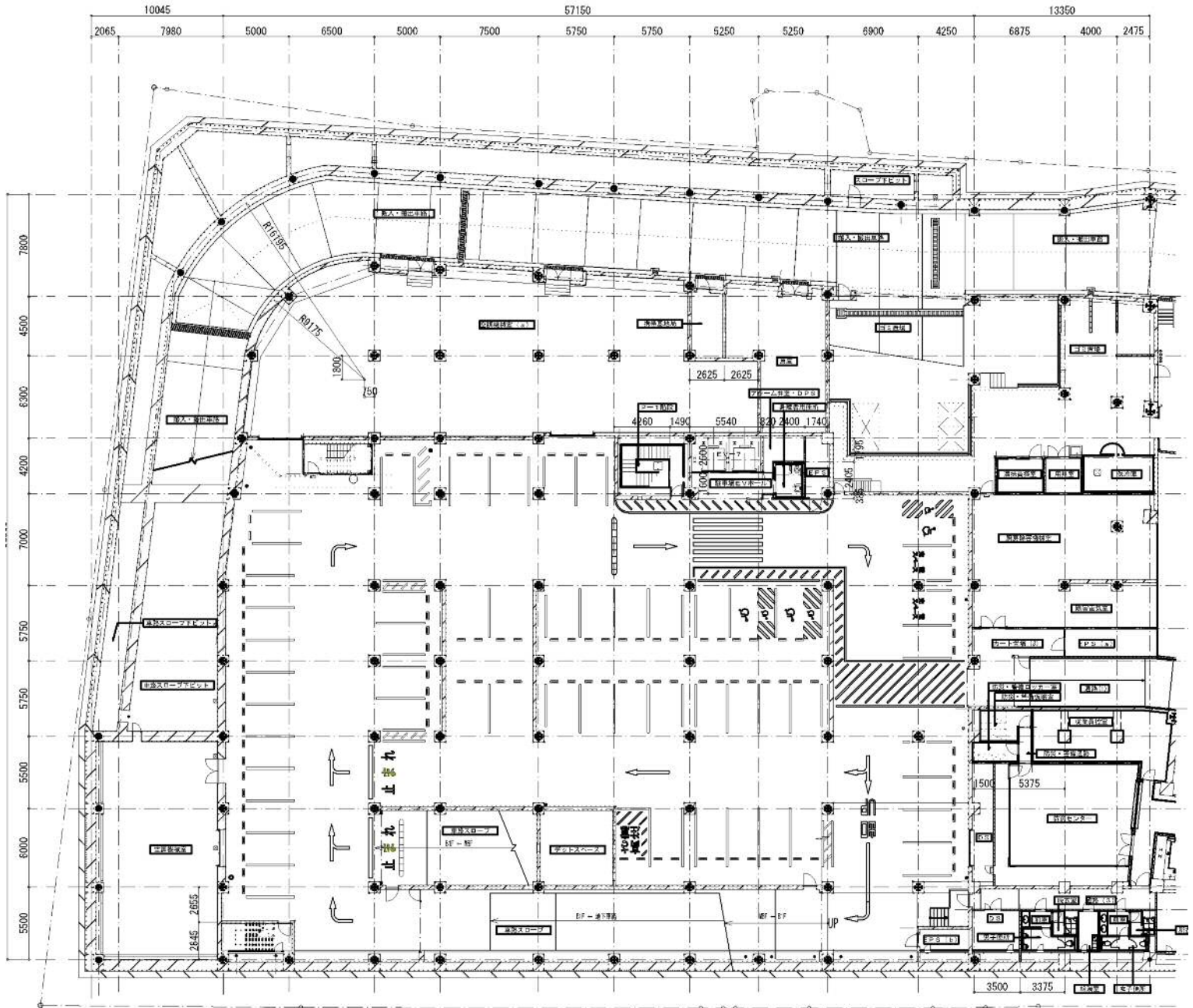
第69条 第67条に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

市営黒崎駅西駐車場 位置図



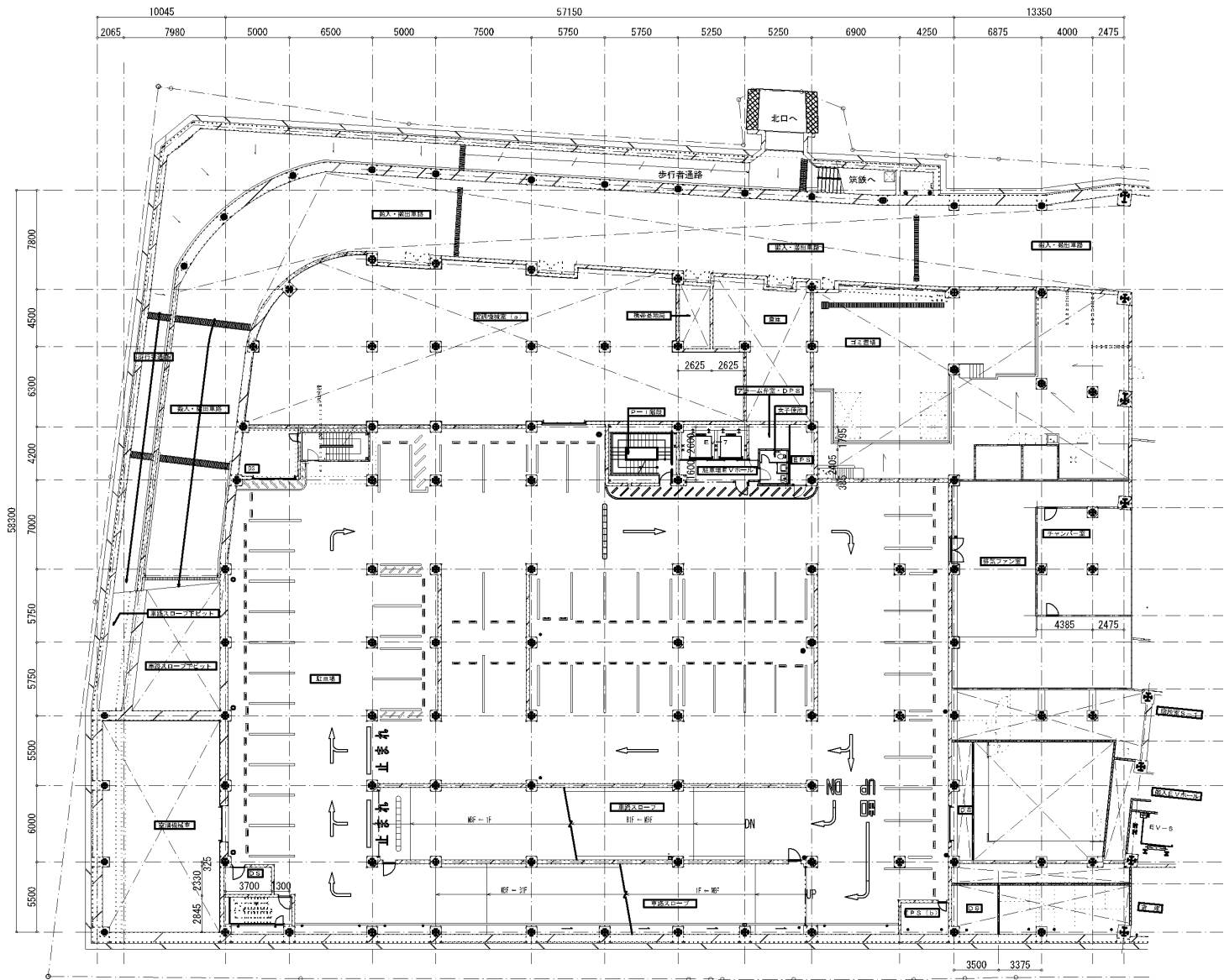
市営黒崎駅西駐車場

市営黒崎駅西駐車場



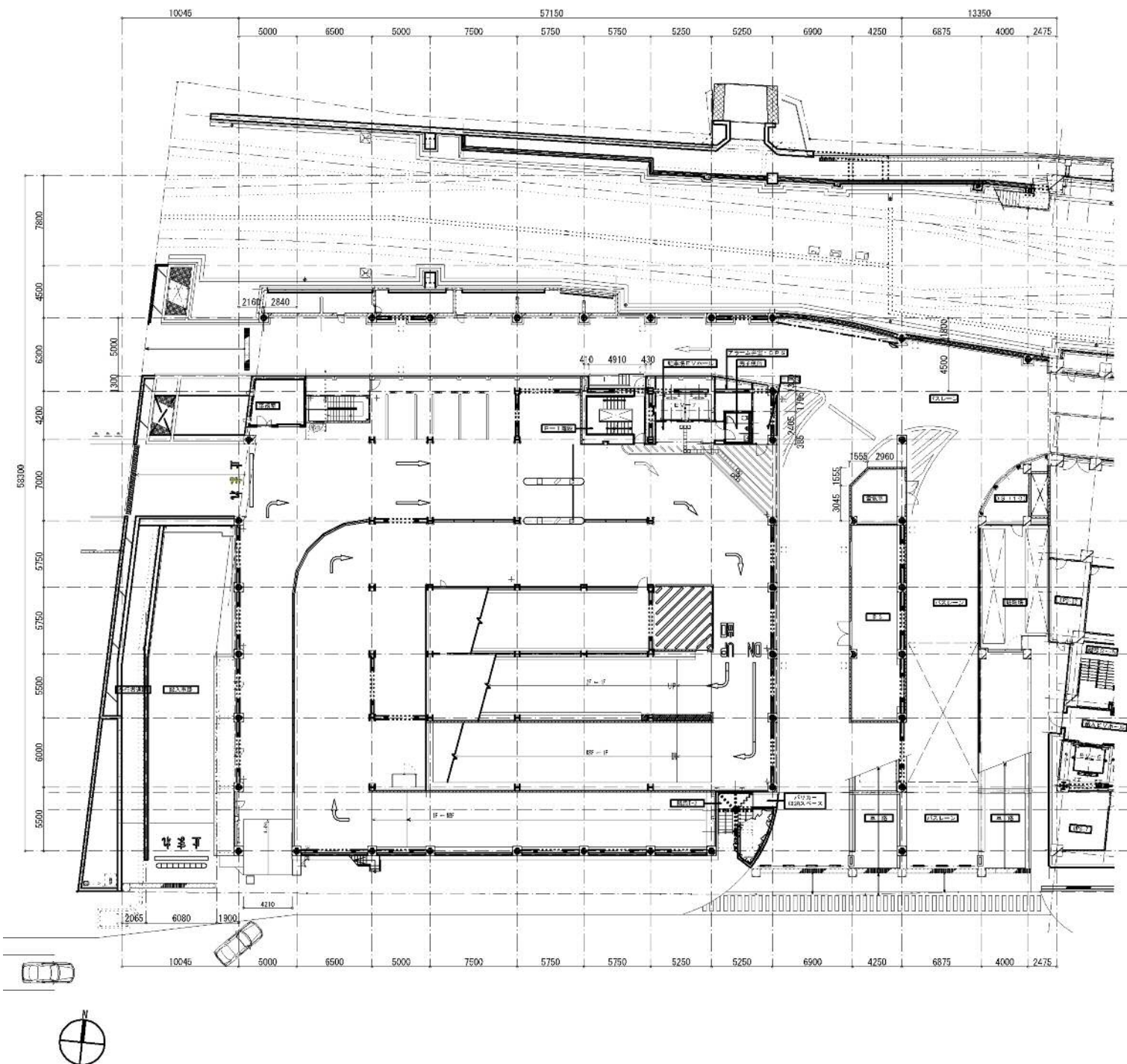
駐車場棟 B1階

市営黒崎駅西駐車場



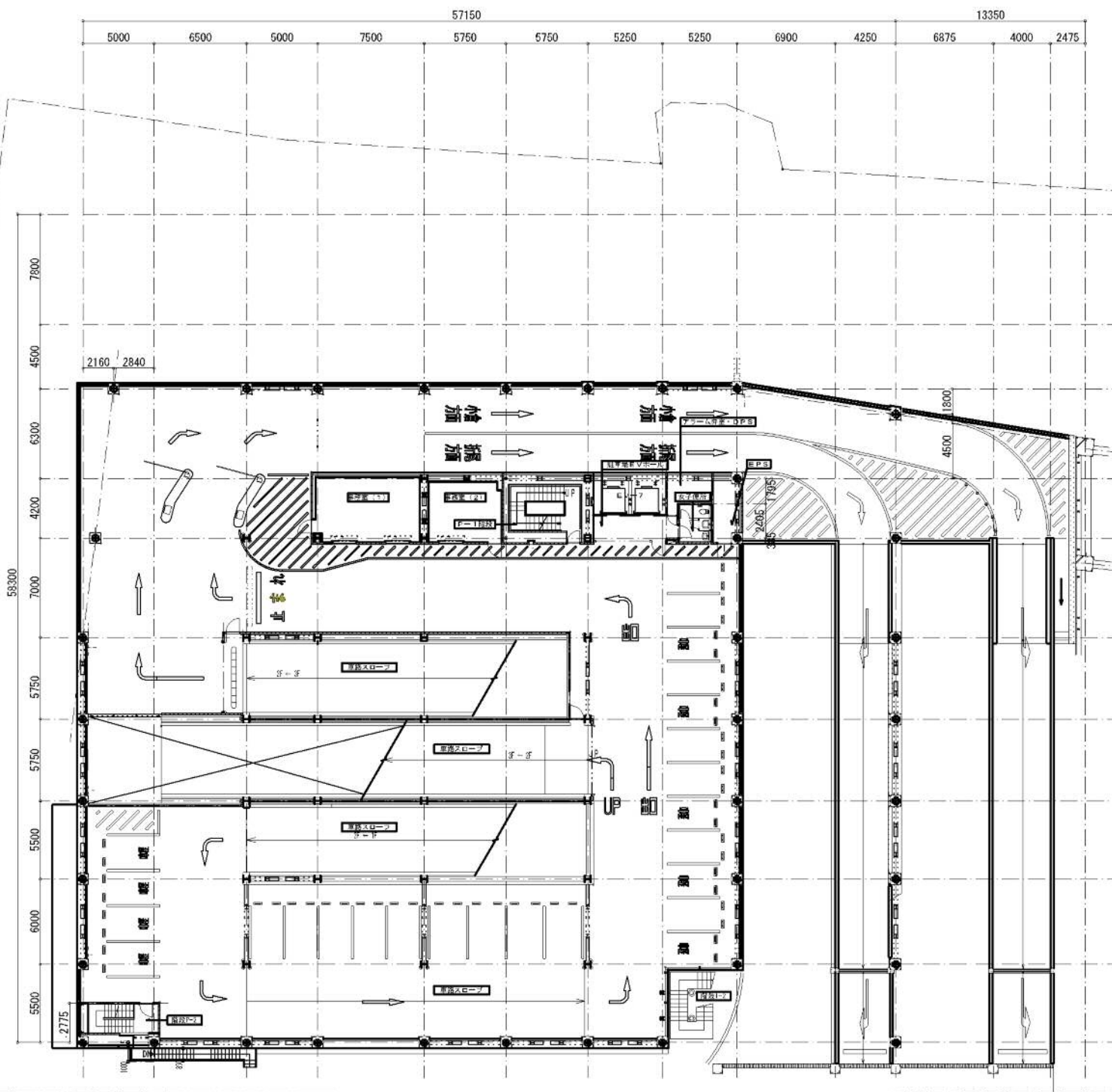
駐車場棟 MB階

市営黒崎駅西駐車場



駐車場棟 1階

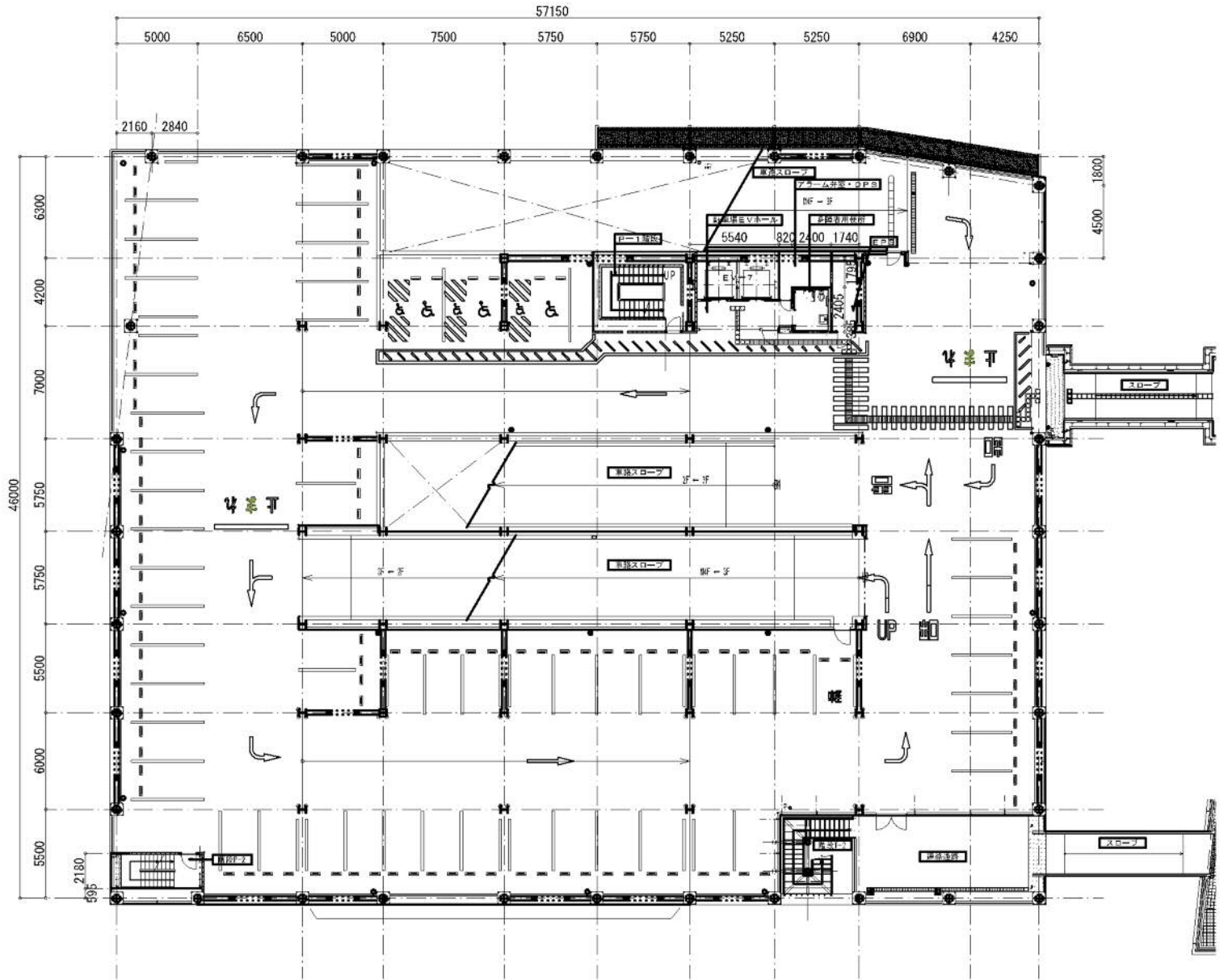
市営黒崎駅西駐車場



駐車場棟 2階

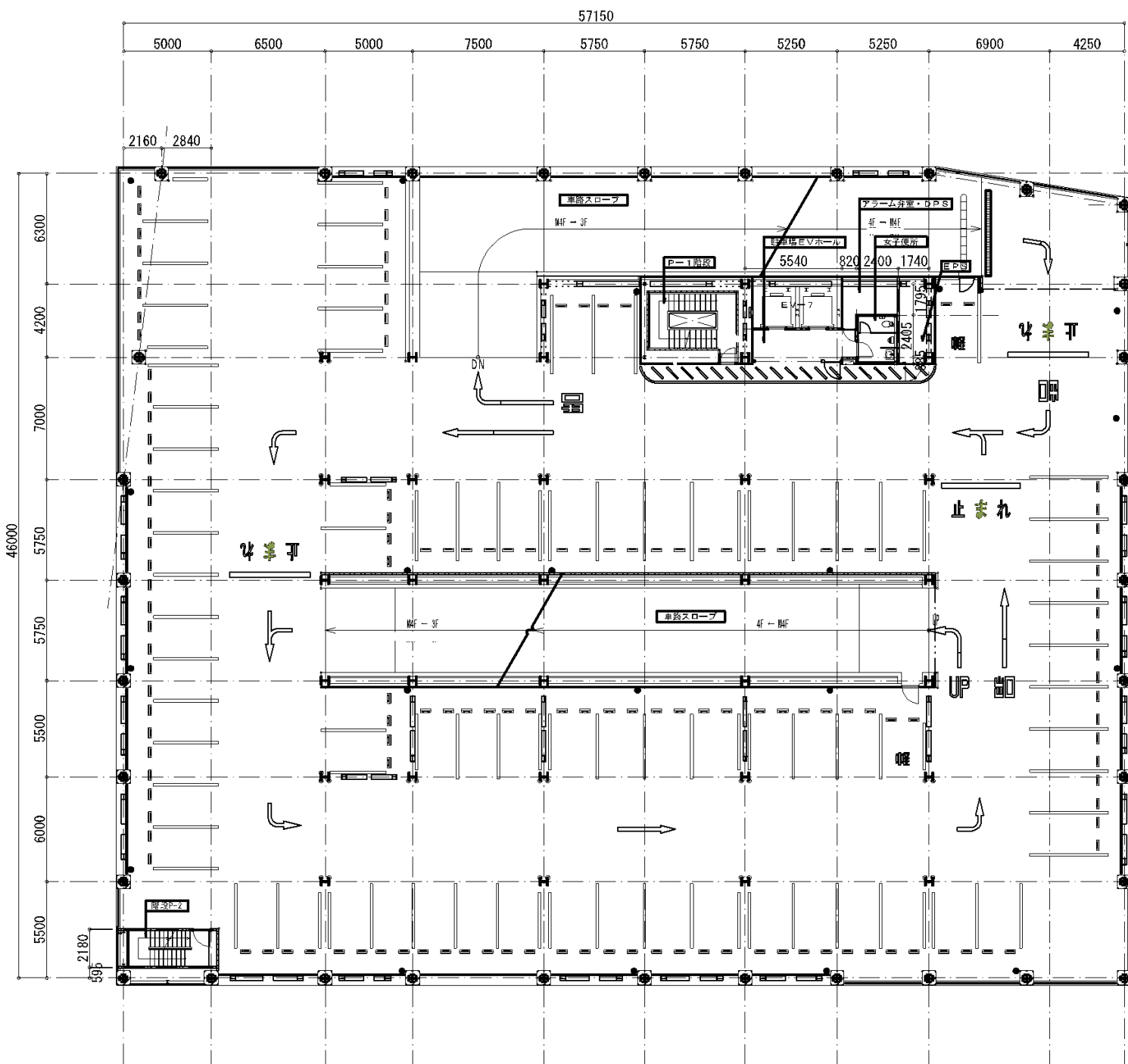


市営黒崎駅西駐車場



駐車場棟 3階

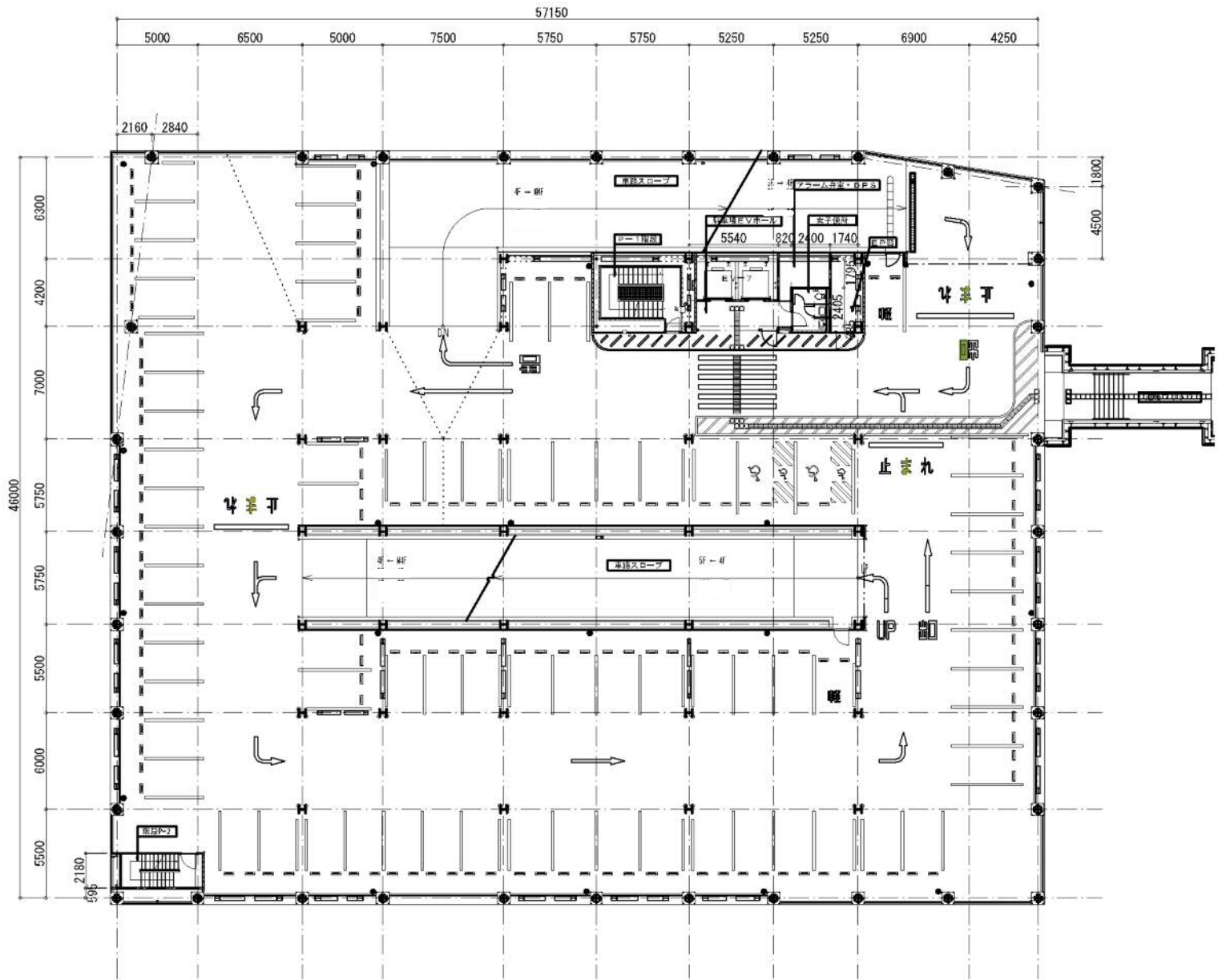
市営黒崎駅西駐車場



駐車場棟 M4階

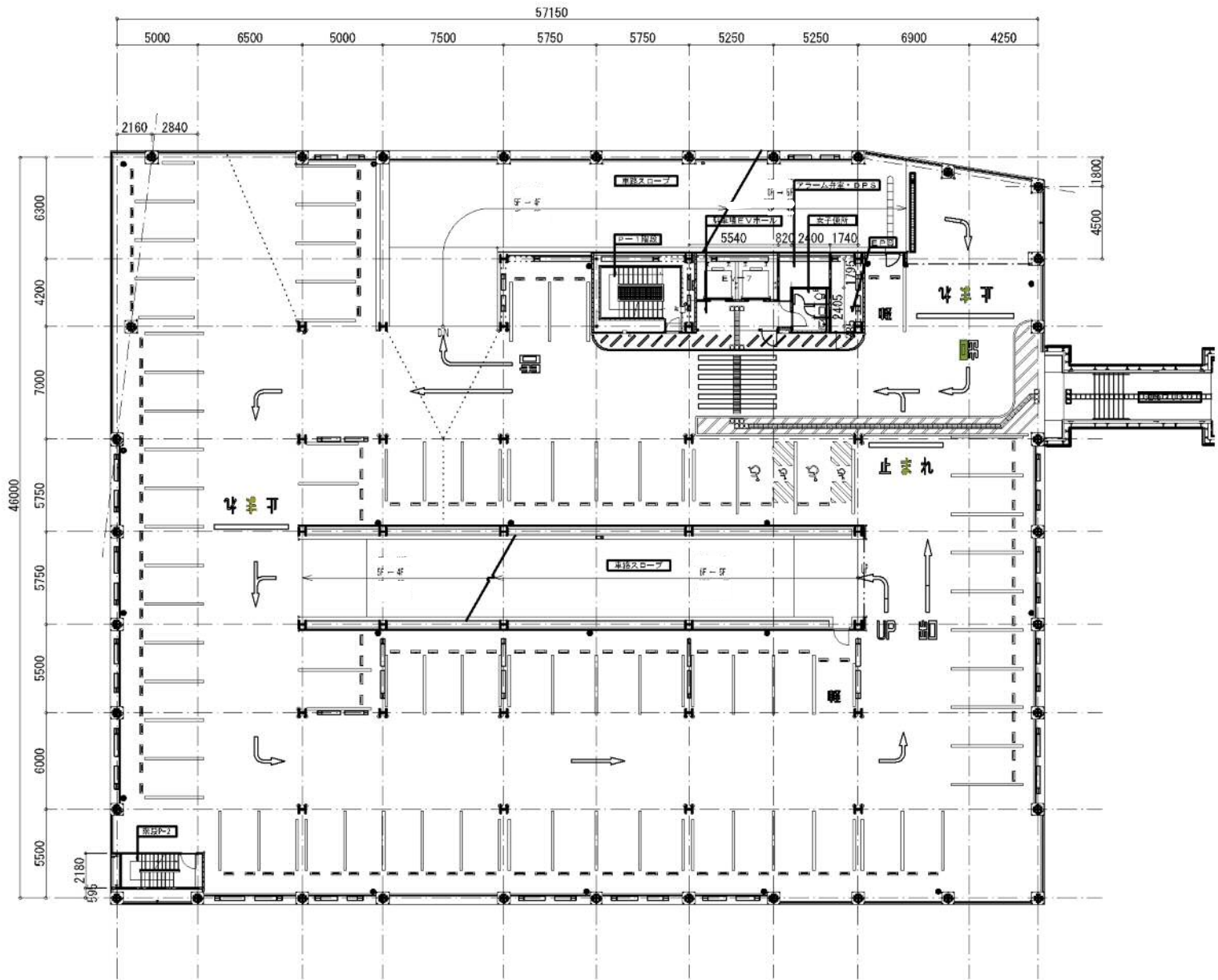


市営黒崎駅西駐車場



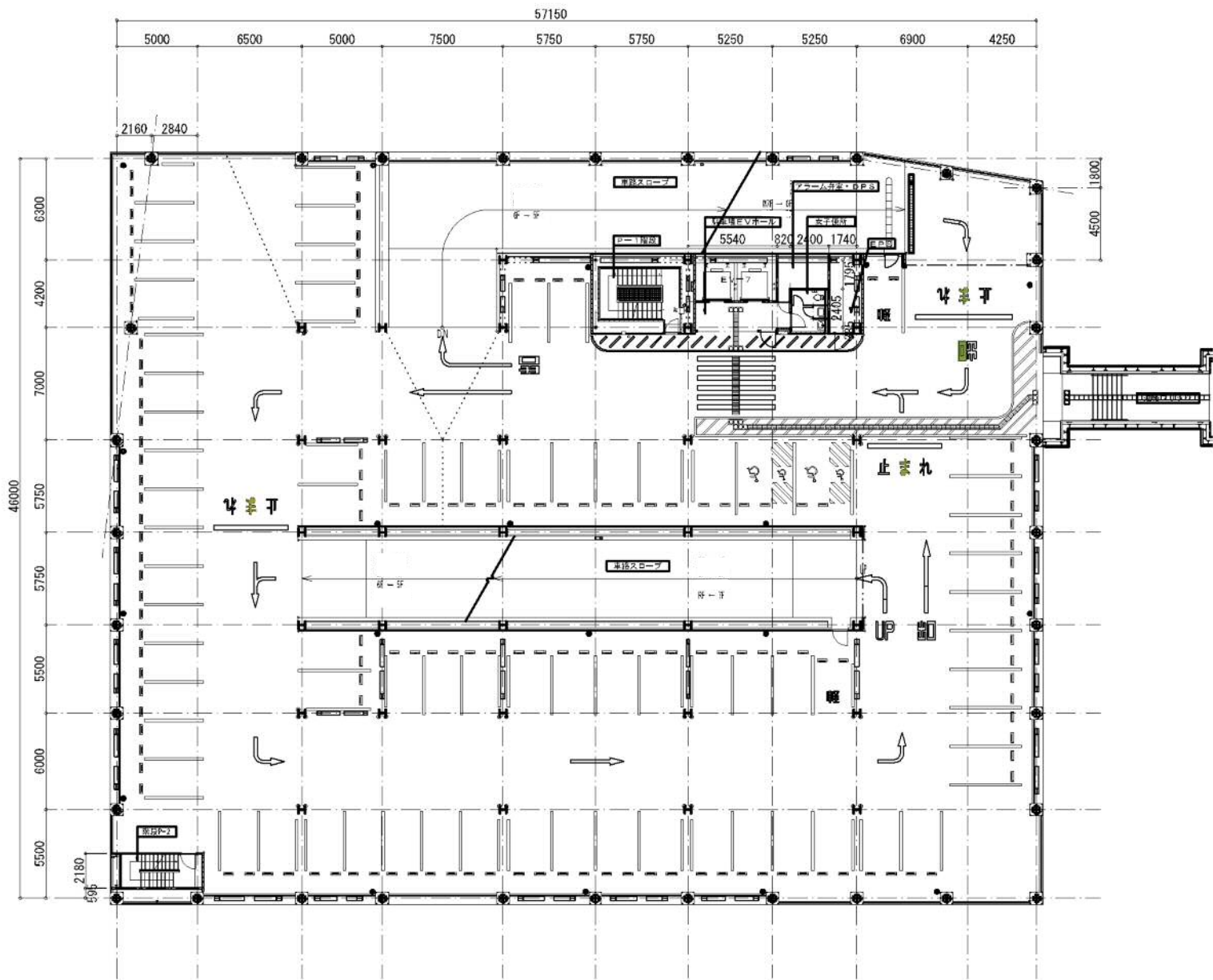
駐車場棟 4階

市営黒崎駅西駐車場



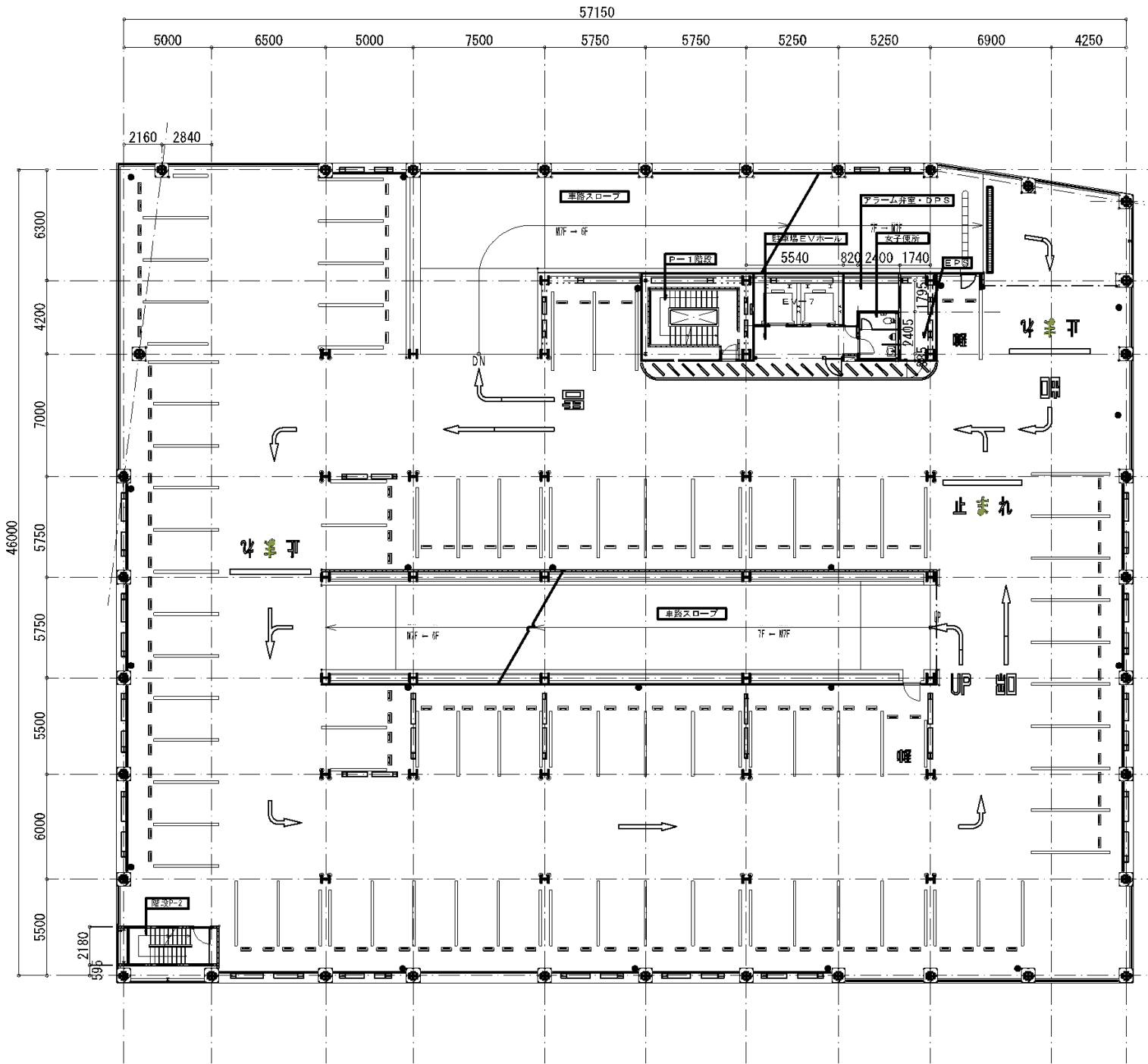
駐車場棟 5階

市営黒崎駅西駐車場

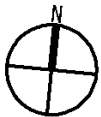


駐車場棟 6階

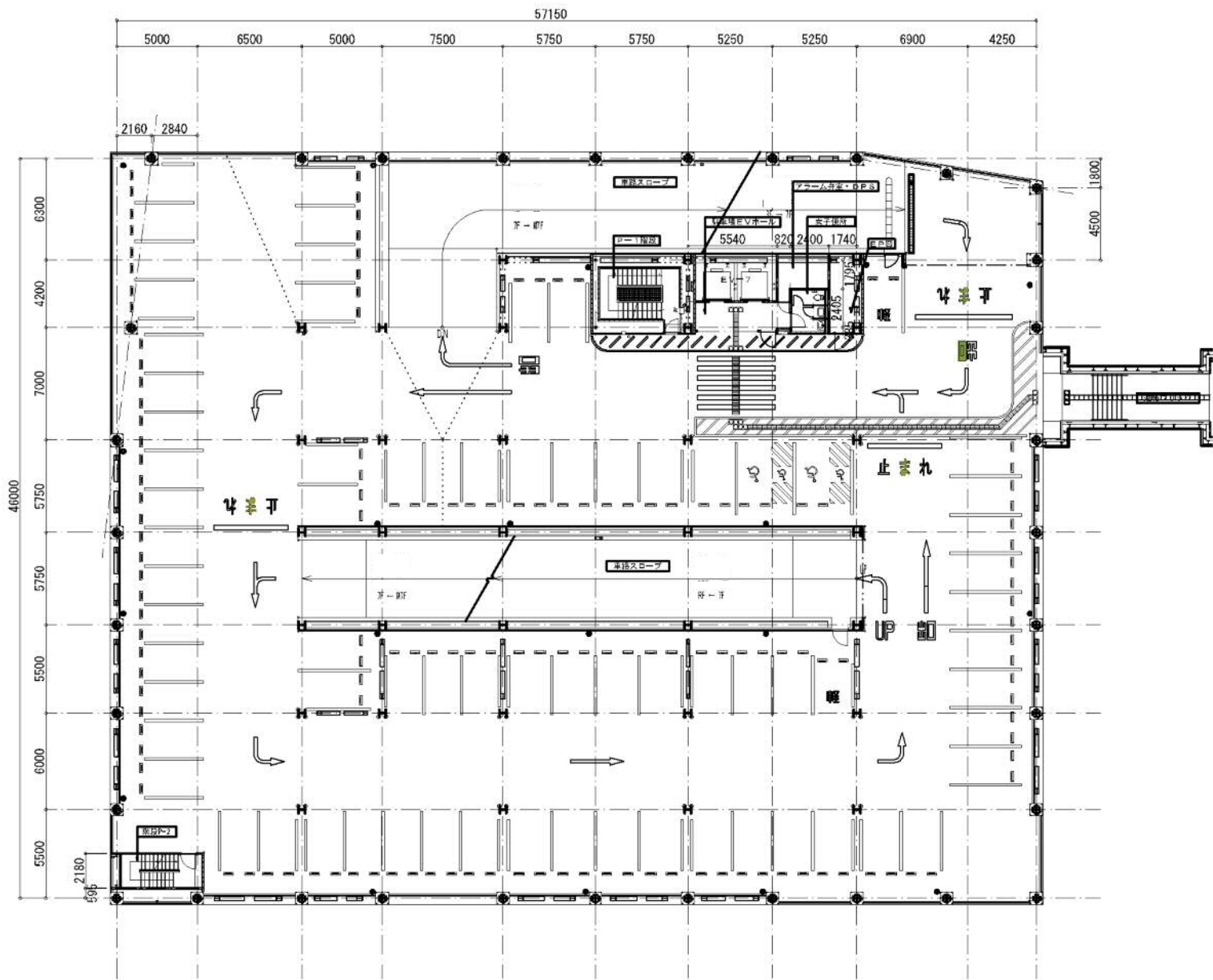
市営黒崎駅西駐車場



駐車場棟 M7階



市営黒崎駅西駐車場



駐車場棟 7階

市営黒崎駅西駐車場

屋上	163台	公用車置場（行政財産） 163台
7F	74台	
M7	75台	
6F	75台	
5F	72台	
4F	74台	市営駐車場 (637台)
M4	75台	
3F	58台	
2F	25台	
1F	3台	
MB1	52台	
B1	54台	